

関心事（2010年3月）

1. 「食品安全庁」の設置検討

今後5年間の消費者行政の方針や具体策を盛り込んだ消費者基本計画を、本日（3月30日）閣議決定するとのことです。現在は日本農林規格（JAS）法や食品衛生法、健康増進法などに分かれているため、「消費者や事業者の混乱を招く」との指摘が出ていますので、この消費者基本計画の中に、食品の安全性を一括して監督する「食品安全庁」の新設の検討が盛り込まれました。食品表示制度の一元化も含め合計13本の法制度の新設・改正に着手することになりそうです。

2. 遺伝子組換え（GM）綿を食べる昆虫が耐性を獲得（インド）

3月19日の「SCIENCE」（VOL. 327、pp1439）に、世界で始めてCry1Ac耐性ワタミハナゾウムシの幼虫（bollworm）が発見されたことが掲載されました。インドは、中国に続く世界第2位の綿の生産国で、生産量の83%がGM綿と云われています。大きな問題に発展する可能性があります。（サイエンスの記事を報告書に添付しました。）

3. 消費者庁「健康食品の表示に関する検討会」の論点整理

消費者庁で開催されています「健康食品の表示に関する検討会」の論点整理は、3月末に終える予定とされていましたが、7月に第11回の検討会を開き、8月に消費者委員会に報告し、さらなる議論をすることとされました。

4. インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する指導

消費者庁は、平成22年3月8日、健康増進法第32条の2に基づく業務の一環として、インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の監視業務を行っており、「平成21年度健康食品インターネット広告実態調査」を実施したところ、健康食品等に対して、疾病に関連する文言等消費者を誤認させるおそれのある表示が掲載されているサイトが547件確認されたとのことから、これらを掲載しているショッピングモール運営事業者を通じて、当該表示の適正化について改善指導を行ったとのことです。（キーワード：がん、糖尿病、肝炎、心臓病等）

消費者庁は、今後とも、これらのサイトの監視を継続し、速やかな改善がみられない場合は、適切に措置を講じるとのことです。

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin209.pdf>

5. 消費者庁は、台湾産うなぎ使用で、株式会社日本一に排除命令

消費者庁は3月29日、うなぎ蒲焼や焼き鳥など惣菜を製造・販売している株式会社日本一に対し、景品表示法第4条第1項第1号に基づき措置命令を出したと発表しました。

株式会社日本一は、2009年7月12日頃から12月3日頃まで、ジャスコ札幌桑園店等37店舗で販売した「国産うなぎ蒲焼中串」と「国産うなぎ重弁当」のプライスカード、チラシ、ポップとポスターに、台湾産のうなぎを使用していたにもかかわらず、「国産」と表示し、消費者に優良誤認させました。

<http://www.nihonichi.jp/index2.html>

6. シャンピニオンエキスによる口臭、体臭、便秘を消す効果を標榜する商品に係る不当表示

公正取引委員会は、排除命令の受命者ではない審判請求人の株式会社リコムに対し、審判手続を開始し、本審判請求が独占禁止法第66条第1項に規定する「その他不適法であるとき」に当たるか否かに限定して審判手続を行い、2月24日、株式会社リコムが「法律上の利益を有する者」に当たらないとして、2審判請求を却下する旨の審決を行ったことを、2月26日に公表しました。

<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/10.february/10022602.pdf>

[排除命令を受けた事業者]

事業者名	所在地	商品名
株式会社健康の社	福岡市中央区大名二丁目10番29号	爽臭革命
株式会社ベンチャーバンク	東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号	養蜂堂シャンピニオンエキス400
グリーンハウス株式会社	福岡市中央区天神二丁目14番8号	楽臭生活
株式会社ディーエイチシー	東京都港区南麻布二丁目7番1号	シャンピニオン
株式会社協和	東京都福生市東町1番地1	シャンピニオンミラクル
株式会社デイ・シー・エス	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号	スメルナース
原澤製薬工業株式会社	東京都港区高輪三丁目19番17号	爽やかエチケット

7. 大幅に遅れている食品添加物の新規指定

2009年6月4日に、5品目の香料（国際汎用香料）が指定され、指定添加物は393品目となりましたが、その後は指定されていません。現在、6品目の香料（国際汎用香料）と香料以外の3品目の食品添加物が告示待ちとなっています。（担当の基準審査課から法令審査に回り、官報に掲載される。）

- 1) 2-エチルピラジン（香料）
- 2) 2-メチルピラジン（香料）
- 3) 2-メチルブチルアルデヒド（香料）
- 4) 2-ペンタノール（香料）
- 5) プロピオンアルデヒド（香料）
- 6) 6-メチルキノリン（香料）
- 7) L-グルタミン酸アンモニウム（調味料）
- 8) ステアロイル乳酸ナトリウム（乳化剤、安定剤）
- 9) ソルビン酸カルシウム（保存料）

さらに、9品目の香料（国際汎用香料）と香料以外の1品目の食品添加物が食品安全委員会の健康影響評価を終え、厚生労働省の検討が順調に進んでいます。

- 10) 2-エチル-5-メチルピラジン（香料）
- 11) 5,6,7,8-テトラヒドロキノキサリン（香料）
- 12) 3-メチル-2-ブタノール（香料）
- 13) イソペンチルアミン（香料）
- 14) ブチルアミン（香料）
- 15) フェネチルアミン（香料）

- 16) トリメチルアミン (香料)
- 17) 1-ペンテン-3-オール (香料)
- 18) 3-メチル-2-ブテノール (香料)
- 19) ケイ酸マグネシウム (製造用剤)

8. グァーガムのダイオキシシン及びペンタクロロフェノールによる汚染 (インド)

2008年2月の「報告書」にも記載しましたが、ユニペクチン社 (スイス) のグァーガムから製造されました食品添加物及びそれを使用した食品の2007年8月の世界的なリコールで明らかになりましたインド産グァーガムのダイオキシシン及びペンタクロロフェノールによる汚染問題は解決していません。2009年10月1~12日に実施されましたFVO (The Food and Veterinary Office) の視察報告書 (India 2009-8329 http://ec.europa.eu/food/fvo/rep_details_en.cfm?rep_id=2382、の要点は次の通りです。

「FVOは2007年、欧州でインド産グァーガム中に高濃度のダイオキシシン類及びペンタクロロフェノール (PCP) が検出されたことから、インドに視察団を派遣し視察報告書を発表した。今回の視察の目的は、汚染の再発防止と前回のFVO視察報告書で勧告された事項への対応に関するインド当局の管理策を評価することであった。

視察チームは、現在も、インドでペンタクロロフェノールナトリウム (SPCP) が製造され、グァーガム業界での使用に関する宣伝が行われているとしている。現在、26のグァーガム輸出業者が欧州向けの輸出を認可されており、これらの企業にはHACCP認証システムがある。民間の認証検査機関は、PCPについては十分に検査できるが、ダイオキシシンに関しては十分な分析能力がない。グァーガム中のPCPやダイオキシシン類の汚染源は依然として不明である。前回の視察報告書で示された8項目の勧告に対し、今回改善がみられたのは3項目であった。(報告者: 8項目とそのアクションは、http://ec.europa.eu/food/fvo/ap/ap_in_2009-8329.pdf に記載されています。)

グァーガムの汚染の程度は当初考えられていたよりも広範囲にわたることがわかった。PCPの製造・販売に対する管理策の欠如は、今後も汚染の可能性を除去できないことを意味する。従って、輸出前の効果的な検査が、欧州における汚染の再発を防止する唯一の方策である。」

(報告者: 日本が輸入したグァーガムのダイオキシシンの検査は実施されていないと思われます。)

9. オレガノ抽出物の安全性 (EU)

EFSAのANSパネル(食品添加物及び食品に添加される栄養源に関する科学パネル)は、2月24日、EU委員会から、安全性に関する科学的意見が求められた食品添加物オレガノ抽出物(日本では、第3次消除候補)について、意見を公表しました。

抽出物に含まれるほとんどのフェノール化合物は、吸収され、速やかに代謝され、排出される。ハーブとして長い使用経験がある。米国ではGRAS (generally recognized as safe) とされる。欧州では天然香料として認められている。しかし、パネルは、食品添加物としての特定の使用条件や使用レベルには適用できない可能性があると考えている。

抽出物には、抗酸化作用のある各種のフェノール化合物が含まれる。パネルによれば、抽出物に含まれる各種化合物の化学的性質について一部のデータしか提供していない。申請者が提出した規格は、植物や植物性製品に求められる規格に適合しておらず、エストラゴール、カルバクロール、チモール

など懸念がある物質の存在についても明記していない。従って、規格や性質に関するデータが不十分である上、遺伝毒性、生殖毒性、発生毒性、長期毒性に関するデータがないとパネルは指摘しました。従って、パネルは、添加物としての使用による摂取量は、ハーブティーからの摂取量の範囲内であるが、安全性については、適切な提出書類が不足しているため、評価できないと結論しました。

<http://www.efsa.europa.eu/en/scdocs/doc/1514.pdf>

10. 包装材料から食品への鉱物油の移行（ドイツ）

ドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）は、3月9日、リサイクルボール紙に、新聞の印刷用インクに由来すると思われる高濃度の鉱物油が含まれる可能性があるとのスイスの研究所による調査結果から、鉱物油に含まれる短鎖及び芳香族炭化水素が体内に容易に取り込まれるため、毒性学的参照値を超過する可能性があり、体内に蓄積され、肝臓やリンパ節などに有害影響を及ぼす可能性があるため、早急に食品に移行するミネラルオイルの低減化をはかるべきであると結論しました。

BfR は、低減化策の短期的オプションとして、食品包装用としてのリサイクルボール紙の使用制限、内側にバリア効果のある別の素材の使用など、長期的オプションとして、新聞紙の印刷用インクの組成変更、食品に直接接触する包装材原料に新聞紙を使わないことなどをあげています。

http://www.bfr.bund.de/cm/216/uebergaenge_von_mineraloel_aus_verpackungsmaterialien_auf_lebensmittel.pdf

11. 環境に良い分解性プラスチックに疑問（英国）

英国の Defra（Department for Environment Food and Rural Affairs）の3月11日付けの「ニュースリリース」によれば、「分解性」と表示してあるプラスチックのいくつかは消費者が思っているほど環境に優しくないとのこと。

オキシ生分解性プラスチックは、普通のプラスチックに分解速度を速めるために添加物が加えられていますが、添加物を使うことで環境影響が改善されることはなく、さらに通常のリサイクルにも適さないことなどが懸念されるとのこと。

<http://www.defra.gov.uk/news/2010/100311c.htm>

12. 合成高分子マトリックスから溶出する物質のリスクアセスメント（オランダ）

オランダのRIVMは、3月15日、合成高分子マトリックスから溶出する物質のリスク評価を報告しました。（RIVM Report 711701096 全50ページ）

<http://www.rivm.nl/bibliotheek/rapporten/711701096.pdf>

13. 食品中のアセトアルデヒド濃度に関する研究の開始（フィンランド）

フィンランド食品安全局（Evira）のホームページに、「Right now」に、食品中のアセトアルデヒドについての情報が掲載されました。アセトアルデヒドは「ヒトに対して発がん性を示す可能性がある（IARC 2B）」ですが、醗酵食品等に多く含まれますので、2010年春から食品中の濃度について研究するとしています。

http://www.evira.fi/portal/en/food/information_on_food/acetaldehyde/

14. ダイエタリーサプリメントによる前立腺細胞の放射線感受性の増大

3月1日発刊の学術雑誌に、前立腺用とされるダイエタリーサプリメントは正常な前立腺細胞の放射線感受性を上げ、放射線治療による合併症を悪化させる可能性があることが報告されました。

International Journal of Radiation Oncology : Biology · Physics, Vol. 76, 896-904(2010)

15. ヨーグルト裁判でダノンは4500万ドルを支払う

「Activia」と「DanActive」のブランドのヨーグルトについて、「臨床試験で」で「科学的に」消化を助け免疫系を強化することが証明されたと、ダノン(Dannon)が宣伝していたことに対して、クリーブランドの裁判官は、宣伝の変更と消費者への4500万ドルの支払いを命じたと、2月26日のABCニュースが報じました。

「DanActive」は2007年1月から、「Activia」は2006年2月から販売されており、効果があることが証明されている特別な菌系統を使っているとして他のブランドより30%の高い価格で販売されていましたが、2年前にロサンゼルスでTrish Wienerが虚偽の宣伝であると裁判を起こしていました。

<http://abcnews.go.com/print?id=9950269>

(尚、ダノンはEUのEFSAに強調表示申請を却下されています。)

16. プロバイオティクス食品とサプリメント：科学と表示規制

ニューヨーク科学アカデミーからシンポジウムのお知らせ

Probiotic Foods and Supplements: The Science and Regulations of Labeling

2010年6月12日 FDA、ODS、ニューヨーク科学アカデミーの共催

<http://www.nyas.org/Events/Detail.aspx?cid=4975e423-90ec-42a7-89d9-b20106139f9b>

17. 虚偽の宣伝をしたダイエタリーサプリメントの販売で1,742万ドルの有罪判決（米国）

Nutrapha Research, LLCの(Charles Thao 42才)らは、「臨床試験で糖尿病や過敏性腸症候群、痛風、高コレステロール、高血圧、胸焼け、下痢に効果が証明されたサプリメント」として6製品を販売していましたが、実際には臨床試験は行われていません。

彼等は、FDAからアクセスがあった場合には違法な宣伝文句が表示されないWEBで表示し、IPアドレスがFDAではない場合には病気が治るなどの違法宣伝が表示される仕組みにしていました。

<http://www.justice.gov/usao/mow/news2010/thao.ple.htm>

18. カフェイン総量の自主的な表示（カナダ保健省）

コーラ以外のソフトドリンク：合成カフェインの最大使用量 150 ppm

コーラ飲料：合成カフェインの最大使用量 200 ppm

カナダ保健省は国民に、1日のカフェイン摂取量をチェックすることを勧めるとともに、製品のラベルに天然由来のカフェイン（ガラナなど）と食品添加物として添加したカフェインの総量を自主的に表示するようメーカーに求めています。

http://www.hc-sc.gc.ca/ahc-asc/media/nr-cp/_2010/2010_41-eng.php

19. インド産はちみつの容器包装の鉛基準違反による自主回収

株式会社インターフレッシュがインドから輸入した「はちみつ」に対する奈良県保健環境研究センターの容器包装の一般規格試験で、鉛の基準(100 $\mu\text{g/g}$ 以下)を大幅に超える1300 $\mu\text{g/g}$ が検出され、自主回収されると、3月16日報道されました。

<http://www.pref.nara.jp/secure/40829/10-0316-2.pdf>

同様の問題として、2月25日、大阪市保健所は、トマトコーポレーションの「純粋ハチミツ」(100g入り)のキャップ部分から鉛を検出(1400 $\mu\text{g/g}$)したとして、同社に回収命令を出しています

20. 輸入食品の特徴的な食品衛生法違反事例(2010年3月)

- ・仙波糖化株式会社が中国から輸入した加熱食肉製品(包装後加熱)の命令検査で、クレンブテロール(喘息治療薬)0.00009ppmが検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・野村貿易株式会社が中国から輸入した加熱後摂取冷凍食品(凍結直前加熱)の命令検査で、クレンブテロール(喘息治療薬)0.00006ppmが検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・阪和興業株式会社が、中国から輸入した「蒲焼うなぎ」加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱)の命令検査で、ロイコマラカイトグリーン0.17ppmが検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
*マラカイトグリーンは、食品中に含有してはならないと定められている合成抗菌剤です。
- ・株式会社合食がベトナムから輸入した「冷凍紋甲イカフィレー」の命令検査で、クロラムフェニコール0.0008ppmが検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
*クロラムフェニコールは、食品中に含有してはならないと定められている抗生物質です
- ・ハーベスト有限会社がベトナムから輸入した「乾燥アキアミエビ」の命令検査で、クロラムフェニコール0.0007が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・シンミジヤパン株式会社が中国から輸入した「冷凍むき身えび」(養殖、加工用)の命令検査で、クロルテトラサイクリン0.27ppmが検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
*テトラクロルサイクリンは、食品中に含有してはならないと定められている抗生物質です
- ・株式会社ノースアンドウエストが、中国から輸入した「揚げ豆腐」の自主検査で、指定外添加物TBHQ 1 $\mu\text{g/g}$ が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社イスパニアが、フランスから輸入した「リキュール類」の自主検査で、指定外添加物アゾルビンが検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社春日商会在が、フランスから輸入した「清涼飲料水」(果汁入り炭酸飲料)の行政検査で、使用基準不適合(ソルビン酸カリウムの対象外使用)として、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・双日食料株式会社が、タイから輸入した「MANGO CHUTNEY SAUCE」の自主検査で、安息香酸12ppm及び40ppmが検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社堀江大和屋が、中国から輸入した「水煮えのき」の自主検査で、二酸化硫黄0.046g/kgが検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。

同様な違反事案が繰り返されていることは、残念の極みです！！

以上。

(作成：2010年3月30日午前)